

## フレンドリータウンに関する協定書

湯沢市（以下「甲」という。）と一般社団法人わらび座（以下「乙」という。）とは、以下のとおりフレンドリータウンに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙の資源を有効活用し、相互に連携・協力することにより、演劇や民俗芸能を通じた地域振興をはじめ、青少年の健全な育成や文化振興、観光振興などを実現することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 観光・文化の振興、相互の魅力発信に関する事
- (2) 福祉の増進、人材育成に関する事
- (3) 教育の振興、生涯学習の充実に関する事
- (4) 交流の促進、地域振興に関する事
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

### （実施方法）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する日程、実施方法その他必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は、本協定締結の日から3年後の日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の6箇月前までに、甲乙のいずれからも更新拒絶、変更等の申出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲は、秋田県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に生じる損害については、甲はその一切の責を負わない。

- (1) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（構成員とみなされる者を含む。以下「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用したとき又は暴力団若しくは構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

### （合意管轄）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して訴訟を提起する場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### （秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、本協定履行上知り得た秘密を、本協定の目的のみに使用し、他に漏らしてはならない。

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上各自1通を保有する。

令和4年7月25日

甲 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市長

佐藤 一夫

乙 秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田430番地

一般社団法人わらび座

代表理事

今村 晋介